

賃借人事故対応費用保険



賃貸人様用

賃貸、または賃貸を目的として所有する賃貸住宅戸室において、賃借人が、独居死^{*1}、自殺または犯罪死^{*2}した場合に発生する次のような損害を補償いたします。

家賃収入の減少	予定外の費用の支出
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 次の賃借人が見つからないことによる空室 ▶ 次の賃借人を募集するための、家賃の大幅な値下げ ▶ 隣接個室の住人の退去 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個室の原状回復（消毒、脱臭、清掃、修理など） ▶ 事故対応のための法律相談 ▶ 再発事故を防止するための対策

^{*1} 独居死とは…自殺および犯罪死以外の原因で、誰にも看取られることなく死亡することをいい、それが合理的に推定される場合を含みます。
^{*2} 犯罪死とは…刑罰が科せられるべき行為により死亡することをいい、それが合理的に推定される場合を含みます。

補償内容

①事故発生戸室の空室家賃または値引家賃

- ・空室家賃の補償として、賃貸借契約の終了日から1ヶ月を超えて、次の賃貸借契約が締結されない場合、次の賃貸借契約までに得られなかった家賃を補償いたします。
- ・値引家賃の補償として、値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償いたします。



②隣接住宅戸室の空室家賃または値引家賃

- ・空室家賃の補償として、隣接住宅戸室に原状回復費用が発生し、かつその入居者が事故発見後3ヶ月以内に賃貸借契約を解除した場合に、次の賃貸借契約までに得られなかった家賃を補償いたします。
- ・値引家賃の補償として、値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償いたします。



その他、**③原状回復費用** **④事故対応費用** **⑤再発防止費用** **⑥事故見舞費用** を補償いたします。

補償内容詳細

補償項目	補償内容	約定支払限度期間	補償額
家賃の補償	事故発生戸室 空室家賃 賃貸借契約の終了日から1ヶ月を超えて、次の賃貸借契約が締結されない場合、次の賃貸借契約までに得られなかった家賃を補償 <補償額：本来家賃×縮小てん補割合50%×空室期間 ^{*2} >	賃貸借契約終了日（または値引開始日 ^{*3} ）から、約定支払限度期間（12ヶ月以内）の終了日 ^{*4}	家賃12ヶ月以内 縮小てん補割合50%
	値引家賃 値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償 <補償額：（本来家賃－値引家賃）×縮小てん補割合50%×値引期間 ^{*2} >		
隣接住宅戸室 ^{*1}	空室家賃 隣接住宅戸室に原状回復費用が発生し、かつその入居者が事故発見後3ヶ月以内に賃貸借契約を解除した場合に、次の賃貸借契約までに得られなかった家賃を補償 <補償額：本来家賃×縮小てん補割合50%×空室期間 ^{*2} >	賃貸借契約終了日（または値引開始日 ^{*3} ）から、約定支払限度期間（6ヶ月以内）の終了日 ^{*4}	家賃6ヶ月以内 縮小てん補割合50%
	値引家賃 値引期間に得られなかった本来家賃との差額を補償 <補償額：（本来家賃－値引家賃）×縮小てん補割合50%×値引期間 ^{*2} >		
原状回復費用	修復、清掃、異臭の除去または消毒など、戸室を事故発生直前の状態に復旧させるために支出した実費（敷金を超える分）を補償	事故発見日から12ヶ月以内	1事故につき30万円限度
事故対応費用	法律相談費用や葬祭費用（現場供養、お祓い）などを補償		1事故につき10万円限度
再発防止費用	事故の再発を防止するために有益と認められる費用を補償（オートロック・防犯用カメラの設置費用等）		1事故につき10万円限度
事故見舞費用	香典費用や見舞金または見舞品購入費用等を補償		1事故につき10万円限度

^{*1} 隣接住宅戸室とは、事故発生戸室と接触面のある共同住宅内の被保険者が賃貸している賃貸住宅戸室をいいます。
^{*2} 空室期間または値引期間に1ヶ月未満の端日数が生じる場合には1ヶ月を30日とみなした日割計算によるものとします。
^{*3} 値引開始日とは、事故発見後に家賃の値引きを開始した日、事故発生戸室の場合は賃貸借契約の事故発見直後の終了日から12ヶ月以内、隣接住宅戸室の場合は事故発見日から6ヶ月以内であることを要します。
^{*4} 1回の事故において、空室期間と値引期間がある場合は、それぞれの期間の合計が約定支払限度期間を超えないものとします。

重要事項等説明書などはQRコードよりご確認ください。



保険に関するお問い合わせ先については、下記をご確認ください。

保険に関するお問い合わせ先

取扱代理店
日本M&Iシステムズ株式会社
 〒150-8512 東京都渋谷区桜丘26-1 セルリアンタワー15階
 Tel.050-5360-8857

〈引受保険会社〉

ZURICH チューリッヒ保険会社
 〒164-0003 東京都中野区東中野3-14-20 HP <http://www.zurich.co.jp>
 Tel.0120-733-325 (9:00~17:00受付(土日祝・年末年始を除く))

●保険契約に関する個人情報は、本契約引受及び保険金支払の判断、本契約の履行、他の保険・サービスの提供及び保険商品等の開発調査のために利用します。
 ●引受保険会社の個人情報保護方針については、引受保険会社のホームページでご確認ください。
 ●家財総合保険の内容についてご不明な点がある場合には取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

SOMPO 損保ジャパン
 〒231-0007 神奈川県横浜市中区弁天通5-70 5階 HP <http://www.sjnkc.co.jp/>
 Tel.045-661-2714 (9:00~17:00受付(土日祝・年末年始を除く))

●保険金の支払い事由となる事故が発生した場合、株式会社ホームマイスター24または被保険者は本保険契約に関する個人情報を損保ジャパンに提供します。
 ●損保ジャパンは、本保険契約に関する個人情報を、本保険契約の履行、損保ジャパンの取扱う商品・各種サービスの案内提供等を行うために取得・利用し、業務委託先・再保険会社等に提供を行います。なお、保険金請求等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については保険業法施行規則により限定された目的以外に利用しません。詳細につきましては損保ジャパン公式ウェブサイト（<http://www.sjnkc.co.jp/>）に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店又は損保ジャパン・営業店までお問い合わせください。

安心生活パートナー

住まいサポート plus

賃貸住宅向け保険付き

HM 株式会社ホームマイスター24

ZURICH チューリッヒ保険会社

SOMPO 損保ジャパン

※保険募集用パンフレットではありません。

出張費及び60分までの作業費が無料!

入居者様(契約者様)の日常生活において起こり得る「カギを無くした」、「トイレがつまった」、「ガラスが割れてしまった」等の様々なトラブルを24時間体制でサポートします。

●会員様のご依頼内容やサービス事業者の対応状況により、即日対応できない若しくは現地到着までの時間を要する場合もございますので予めご了承ください。
●会員様の依頼により出勤したにもかかわらず、依頼事項が明らかにホームマイスター24のサービス適用対象外であった場合、出勤後に正当な理由がなくキャンセルがなされた場合、また、トラブル発生の理由が会員様の故意によるものであった場合等につきましては、会員様に出勤費用実費(8:00~20:00は8,000円(税抜)、20:00~翌8:00は11,000円(税抜))をご負担いただきます。



お部屋のトラブルのサポート

カギのサポート 24時間365日 対応

・カギをなくしてしまい家に入れない!
・玄関のカギの調子が悪く開かなくなりました!

※玄関及び勝手口のカギの解錠に関する応急作業を行います。カギの形状によっては解錠出来ない場合があります。
※[新規のカギの取り付け]、[カギの製作]、[シリンダー交換]、[破壊解錠]等、カギ開け以外の業務は本サービスの対象外となります。
※何らかの理由で解錠できず、会員様が当日ホテル等に宿泊された場合、宿泊費の補助(上限6,000円)を行います。(ホテル等の領収書が必要となります。)
※オートロックは解錠のサービス対象外となります。

水まわりのサポート 24時間365日 対応

・トイレがつまり水があふれてしまった!
・台所の蛇口から水が漏れて止まらない!
・トイレの水が流れない!
・洗面所の配管がつまってしまった!

※止水処理・つまり解消等の応急作業を行います。

ガラスのサポート 24時間365日 対応

・遊んでいた子供が誤ってガラスを割ってしまった!
・帰宅したらガラスが割られていた!
・窓ガラスにヒビが入っており危険・・・

※破損したガラスの撤去やビニールテープでの補強等の応急措置を行います。

家族の留守中のサポート

・帰宅しているはずの子供と連絡がとれない!

※防犯技能を有する「提携緊急対応業者」が外観確認や入室確認などの確認作業を行い、結果をご報告いたします。
(確認依頼の内容によってはお受けできない場合がございます。)
※対象物件内への入室や食料処置等、関係法令に抵触する恐れのある業務は行いません。

電気設備のサポート

・突然電気が切れてつかなくなりました!

※居室内に設置してあるブレーカーのトラブルについて対応いたします。ブレーカー内部の修理が必要な場合は、不動産管理会社にご相談いたいたうえでの対応となります。
※電化製品のトラブルなど、メーカー対応になる場合はサービス対象外となります。

管球交換のサポート

・高齢のため転倒すると危ないので管球交換をお願いしたい・・・

※新しい管球は会員様が事前にご用意いただいで対応いたします。
※年間2回まで無料のサービスとなります。
※照明器具等の取り付けはサービス対象外となります。

ガスのサポート(電話対応のみ)

・ガスが出なくなりました!

※ガスのトラブルにつきましては、お電話にて元栓の開閉等のご案内を行います。
※緊急を要すると考えられる場合は、会員様の安全を第一に考え、弊社の出動よりもガス会社への連絡補助を優先いたします。
※メーカー対応になる場合はサービス対象外となりますが、メーカー→ガス会社のコールセンターへご案内いたします。

パソコンのサポート

・パソコンが立ち上がらない・・・
・ウイルスに感染したかも・・・

※会員様が所有するパソコン本体及び周辺機器(プリンター・ルーター等)の不具合の原因を特定します。また、脆弱クリーニング(PC外観・LCDパネル・キーボード・マウス)を実施いたします。
不具合の原因の解消にウイルスソフト等が必要な場合は別途お見積りを提示の上有償対応となります。

※修理や部品の交換等を会員様の料金負担で希望される場合は、家主様や不動産管理会社の了解をご確認いただいたうえ、本サービスとは別に会員様と現場業者の二者間での業務依頼として対応させていただきます。

健康相談のサポート

- ・病気に関する相談
- ・気になる症状の相談
- ・近隣の病院紹介等

<サービス概要>

- ・提携業者のプロフェッショナルなカウンセラーが丁寧に答えたいします。
- ・年間5回まで無料でご相談いただけます。(6回目以降はご相談1件につき3,500円(税抜)を申し受けます。)
- ・ご相談内容によっては相談時間の指定がある場合があります。

外国語対応サービス

コールセンター

外国人のお客様に外国語で対応可能なコールセンターサービスです。お部屋のトラブル時に、三者通話による外国語(5ヶ国語)での対応を承っております。

対応可能外国語

英語

スペイン語

中国語

ポルトガル語

韓国語

「住まいサポートplus」に関するお問い合わせ先

住まいサポートplus会員規約はQRコードよりご確認ください。



家財総合保険

ZURICH チューリッヒ保険会社 [引受保険会社]

賃貸住宅にお住まいの皆様の家財を、火災、風災、水災、盗難、水漏れ等による損害や日常生活で生じる様々な法律上の損害賠償責任まで幅広く補償する家財総合保険(火災保険)です。ご希望の方を対象に無料でご提供します。※申込書への記入が必要です。

家財の補償(保険金をお支払いする場合)

賃貸住宅に収容される家財が①~⑨の事故によって損害を受けた場合に損害保険金をお支払いいたします。また⑩~⑮の費用保険金をお支払いいたします。①~⑨のお支払いする保険金は損害の額(40万円が限度)です。

1 火災

2 落雷

3 破裂・爆発

4 風災・雹災・雪災

5 賃貸住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突等

6 水漏れ

給排水設備に生じた事故による水漏れ、または他の戸室で生じた事故に伴う水濡れ

7 騒擾、集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為

8 盗難

(a) 盗難による家財について生じた盗取、損傷、汚損
(b) 賃貸住宅内における現金、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙の盗難
1事故1世帯につき現金、小切手、乗車券等、切手または印紙は20万円限度

9 水災

(a) 家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じたとき
(b) (a)に該当しない場合において、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水により家財に損害が生じたとき
(注)損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。

⑩臨時費用 ⑪残存物取片づけ費用 ⑫失火見舞費用 ⑬地震火災費用 ⑭修理費用補償 ⑮損害防止費用
⑯貸主への賠償(借家人賠償責任補償) ⑰日常生活の賠償(個人賠償責任補償)

無料で提供する家財総合保険は、(株)ホームマイスター24が保険契約者、チューリッヒ保険会社が引受保険会社となり、入居者様を保険の対象となる方(被保険者)とする契約です。入居者様に家財総合保険の料金をご負担いただくことはありません。

火災保険の補償金額 (保険金額)【補償期間1年※】	家財補償	修理費用補償 (自己負担額3,000円)	借家人賠償責任補償 (自己負担額1,000円)
	40万円	300万円	1,500万円
			個人賠償責任補償 (自己負担額1,000円)
			3,000万円

1回の事故で家財補償の保険金のお支払額が40万円に達しない場合、または家財補償以外で保険金をお支払いした場合でも、補償金額が減額することはありません。
※下記のa.~e.の場合を除き、本サービスが継続している間は1年ごとに無料で提供いたします。保険期間の始期は入居者サービスの開始時期と一致します。実際にご契約いただくお客様の補償開始日は申込書およびご契約後に送付するご契約内容通知に記載の入居予定日、もしくはサービス開始希望日とします。

- 無料で提供する家財総合保険は、次の場合には補償が終了いたします。(その場合、新たな火災保険契約が必要となる場合がありますので、必ず不動産会社にご相談ください。)
- 借戸室を居住以外の目的だけに使用することになった場合(例:借戸室を英会話教室専用で使用することになった場合)
 - 借戸室を退去した場合
 - 本サービスが終了した場合
 - 本サービスを解約した場合
 - 本サービス提供会社の都合または不動産会社の変更によりサービスの提供が出来なくなった場合

保険に関するお問い合わせ先については、裏面をご確認ください。

